

FC RIVEL ジュニアユース チーム規約

第1章 名称及び所在地・チーム代表者

- 1) 本チームは、「FC RIVEL（エフ・シー リヴェル）」と称し、中学生を対象としたサッカークラブチームである。
- 2) チームの所在地（事務局）：茨城県常陸大宮市北塩子 1815-5
- 3) 主な活動拠点は、西部総合公園 多目的グラウンド（常陸大宮市工業団地 25 番地）ならびに美和運動公園ミニサッカー場（常陸大宮市上檜沢 1523 番地）
- 4) チーム代表者：軍司 豊

第2章 基本方針・目的

- 1) サッカーを通して仲間の輪を広げ、体力の向上及び心身の健康保持と増進を図りながら、専門的な知識・技能の習得を目指し、個人のもつ長所を最大限に発揮しながら、その過程を大切に指導する。
- 2) 人との関わりを大切にして感謝の気持ちを学び人間性を磨くため、地域でのボランティア活動などにも積極的に参加する。
- 3) グラウンド内外に関わらず様々な経験をさせ、自分で考え発言し行動する自律心を身につけて、正しく判断できる人材を育てることを目指す。
- 4) サッカーだけではなく、学業の大切さを理解し、文武両道を重視する。

第3章 入会条件

- 1) 選手、保護者共にチーム規約を十分理解し、その方針に同意できる者。（同意書サイン）

第4章 会員

- 1) 入会申込書を提出し、既定の会費を納めた者を会員とする。
- 2) 会員は必ず練習着等、チーム指定物品を購入する。
- 3) 会員の日本サッカー協会への登録は、本チームが行う。
- 4) 会員はチーム指定傷害保険に加入し、試合中または公式練習中や活動場所への往復中に関わる傷害事故についての補償は同保険内とする。

第5章 会費

- 1) 年会費 10,000 円（税込） ※保険代 / 日本サッカー協会選手登録費込
※年会費は入会月に関わらず一律
- 2) 月会費 7,000 円（税込）
- 3) 月会費は毎月の月初に当月分を銀行の口座より引き落としにて支払う。
- 4) 各種遠征試合、合宿また移動等に費用が必要な際（バス利用等）、別途徴収する。
- 5) 一度徴収した会費は、理由の如何を問わず返還しない。
- 6) 会費及び別途徴収金の会計は、1 年毎に決算して収支報告を行う。

第6章 活動

- 1) 活動年度は毎年4月から翌年の3月末とする。
- 2) 練習曜日は原則週3回とし、水・金・土/日に活動を行う。
※大会等に参加する場合はこの限りではない。
- 3) 練習時間は水・金は18時30分～20時30分、土/日9時～正午又は13時～16時とする。
※時間はあくまでも基本なので、変更する場合がある。
- 4) 練習場所は原則として西部総合公園 多目的グラウンド（常陸大宮市工業団地 25 番地）ならびに美和運動公園ミニサッカー場（常陸大宮市上檜沢 1523 番地）とする。
※練習会場が変更になる場合はその都度変更の連絡を行う。
- 5) 雨天・荒天の場合は安全最優先に考え、活動を中止する場合がある。
- 6) 活動日時や、活動場所の変更はすべてホームページに掲載する。
【ホームページアドレス】

第7章 指導方針

- 1) 人間力
挨拶の大切さ、人を思いやる気持ち、挑戦する楽しさ競争心など「人間力」を育む。
- 2) 基礎力
サッカーは「止める」「運ぶ」「蹴る」の繰り返し。それらを正しくプレーする技術の「基礎力」を育む。
- 3) 思考力
On the pitch/Off the pitch の両輪でチャレンジする事を尊重し、子どもたちが自分で判断、行動ができる「思考力」を育む。

第8章 チームの約束事

- 1) 何処のグラウンドでも、入退場時の挨拶を欠かさず行うこと。
- 2) 自分のチームはもちろんのこと、他のチームの指導者や選手、保護者など、誰にでも大きな声で挨拶をすること。
- 3) 思いやりを持ち、互いを尊重した言葉遣いを心がけること。
- 4) 指導者の話を聞く時は、姿勢を正すこと。
- 5) 学業を疎かにせず、文武両道をめざすこと。
- 6) 仲間（チームワーク）を大切にすること。
- 7) 練習や試合を欠席する時は、必ず事前に指導者または事務局に連絡すること。
- 8) 相談がある時は、一人で悩まず指導者に連絡をすること。
- 9) チーム活動外でも FC RIVEL メンバーとしての自覚を持ち行動すること。

第9章 保護者へのお願い

- 1) 保護者からの相談事（退会・休会等）は、チームスタッフが対応します。
但し、いかなる場合もチームの指導方針に関しての、意見・批判等には応じられません。
- 2) 会員として望ましくない行為、チームの名誉を著しく傷つける行為、またはチーム規約を

守れない会員、保護者に対しては退会いただく事があります。

- 3) 当クラブの活動中に撮影された動画及び画像は、技術の向上及び当クラブの広報を目的として雑誌、TV、HP、SNS 等に掲載されることがあります。

第 10 章 退会

- 1) 会員の都合により退会する場合は、所定の届出用紙により、退会を希望する月の前月 20 日までに退会届を提出し、承認を得るものとする。
- 2) 月会費の滞納が 3 ヶ月あった場合自動退会とする。
- 3) 一旦退会した会員が再入会する場合、入会金を支払うものとする。
- 4) 本規約に反した時、または違反したと判断したとき。
- 5) 当クラブの名誉と品格を著しく棄損した時

第 11 章 休会

- 1) 会員の都合により休会する場合は、所定の届出用紙により、休会を希望する前月 20 日までに休会届を提出し、承認を得るものとする。
ただし、突発的な傷害により 1 ヶ月以上休む場合はこの限りではない。
- 2) 連絡なしに連続して 3 ヶ月以上休会の場合は、自動退会とする。

第 12 章 チーム構成

- 1) 役 員：代表 1 名、事務局長 1 名
- 2) スタッフ：監督 1 名、コーチ若干名（会計・事務局含む）
- 3) スタッフの任期は特に定めず、必要に応じて役員が選出する。

附 則 本規約は 2026 年 2 月 1 日から施行する。